

埼玉県農業大学校農産加工室使用規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県農業大学校管理規則第26条に基づき、埼玉県農業大学校（以下「大学校」という。）農産加工室の使用に当たって必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 農産加工室の使用を申し込むことのできる者は次のとおりとする。但し、原則として個人での使用は許可しない。

- (1) 大学校の職員
- (2) 大学校の学生
- (3) 農産加工室管理者を通し校長の許可を得た組織・団体等

(使用手続)

第3条 農産加工室を使用する者は、次の手続により校長の許可を得るものとする。

- (1) 使用しようとする者の代表者は使用予定日の1週間前までに顧問・担任職員の許可を得て、使用申込書（様式1号）を提出する。
- (2) 器具等を使用する場合は、使用申込書と併せて使用器具届（様式2号）を提出し、利用する器具を指定する。
- (3) 使用終了後、使用簿に終了時刻を記入し、農産加工室管理者、指導する職員又はクラブ担当職員の確認を受ける。

(使用時間等)

第4条 農産加工室を大学校の授業以外で使用できる時間は、次に掲げる日を除いた午前8時40分から午後4時20分までとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 学校の休業日

2 クラブ活動や大学校祭等での準備のため、上記の使用時間外に使用する場合は、事前に使用申込書（様式1号）を提出し校長の許可を得なければならない。また、この際は指導する職員が学生の使用時間終了時まで室内に待機する。

(遵守事項)

第5条 農産加工室の使用については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用した器具・備品等は 使用前の場所に確実に収納すること。
- (2) 調理・加工した食材は原則として他者への提供をしないこと。
大学校祭において有料で提供する場合は、調理者は既定の検査を受検し、保菌していないことを確認すること。
- (3) 無断で調理器具や備品を持ち出さないこと。
- (4) 加熱器具を使用した場合は火の元・電源等の確認を行うこと。
- (5) カリキュラム外で使用する場合は、食材・調味料等は事前に準備し、それを使用すること。

(6) 加工室内の器具等を破損・紛失した場合には速やかに職員へ報告し、指示を受けること。

(7) カリキュラム外で怪我・事故等が発生した時は、使用者の責任において対処するものとする。

(使用の制限)

第6条 校長及び農産加工室管理者は、この規程に違反した者、又は指示に従わない者に対し、農産加工室の利用停止や退室を命じることができる。

(損害賠償等)

第7条 校長は、農産加工室内の器具・備品・設備を破壊、又は使用不能にした者に対し、相当の代価を弁償させることができる。

カリキュラム外で怪我・事故等が発生した場合は、使用者の責任において対処するものとする。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、校長が別に定める。

附則 この使用規程は、平成28年6月30日から適用する。